

内閣参質一七八第二二号

平成二十三年十月七日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出東京電力福島第一原子力発電所事故についての菅前内閣総理大臣の離任後の新聞各紙における発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出東京電力福島第一原子力発電所事故についての菅前内閣総理大臣の離任後の新聞各紙における発言に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

御指摘の報道については承知しているが、菅前内閣総理大臣の辞職後の個別の発言に係るお尋ねについては、政府としてお答えすることは差し控えたい。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因を究明するための調査・検証については、現在、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「検証委員会」という。）において、中立的な立場から多角的に行われているところであり、政府としては、検証委員会による調査・検証作業に最大限協力してまいりたい。

四について

平成二十三年五月六日に、海江田元経済産業大臣が、中部電力株式会社の浜岡原子力発電所視察結果について報告するために菅前内閣総理大臣を訪問した際に、想定東海地震発生に伴う大規模な津波襲来の切迫性を考慮し、「一層の安心」のための措置が必要ではないかと相談し、二人の協議の結果、最終的に同

前内閣総理大臣が浜岡原子力発電所の全号機の運転を停止すべきと判断し、同元経済産業大臣が停止要請を行つたものと認識している。

六及び七について

検証委員会においては、中立的な立場から多角的に調査・検証を行うこととされており、平成二十三年九月二十七日の時点で、菅前内閣総理大臣らを含め当時の閣僚等からのヒアリングは実施していないこと及び今後必要があればこれらの者からのヒアリングも実施する予定であることを明らかにしているものと承知している。